

市町村合併の変遷

【資料】合併に関する動き

村山市財政課 調製 2007/12/5

年号 元号 (西暦)	大合併	法律	国	山形県	村山市	県内合併協	自治体数				備考 (法律名など)
							市	町	村	合計	
明治 21年 (1888)	明治						-	71,314		71,314	
明治 22年 (1889)	明治				1町7村に順次合併		39	15,820		15,859	市制町村制施行 (M22.4. 1)
大正 11年 (1922)							91	1,242	10,982	12,315	
昭和 20年 (1945)							205	1,797	8,581	10,583	
昭和 22年8月 (1947)		地方自治法					210	1,784	8,511	10,505	地方自治法施行
昭和 28年10月 (1953)		町村合併促進法					286	1,966	7,616	9,868	町村合併促進法施行
昭和 29年11月 (1954)					1町7村で合併 (H29. 11~30. 1)						
昭和 31年4月 (1956)	昭 和 の 大 合 併	新市町村建設促進法					495	1,870	2,303	4,668	新市町村建設促進法施行
昭和 31年9月 (1956)							498	1,903	1,574	3,975	町村合併促進法失効
昭和 36年6月 (1961)							556	1,935	981	3,472	新市町村建設促進法一部失効
昭和 37年10月 (1962)							558	1,982	913	3,453	市の合併の特例に関する法律施行
昭和 40年4月 (1965)		旧法					560	2,005	827	3,392	【旧法】市町村の合併の特例に関する法律施行
昭和 50年4月 (1975)		●					643	1,974	640	3,257	・市町村の合併の特例に関する法律の一部改正法施行
昭和 60年4月 (1985)		●					651	2,001	601	3,253	・市町村の合併の特例に関する法律の一部改正法施行
平成 7年4月 (1995)		●					663	1,994	577	3,234	・市町村の合併の特例に関する法律の一部改正法施行
平成 11年3月 (1999)		●					670	1,994	568	3,232	
平成 11年4月 (1999)							671	1,990	568	3,229	(11年改正法)
平成 12年 (2000)					合併に対する障害除去						地方分権の推進を図るための関係法律の整備等の法律一部施行
平成 13年 (2001)					①地方税不均一課税						○北庄内 (新酒田市)
平成 14年4月 (2002)					②議員在任特例等						○庄内中央 (庄内町)
平成 15年5月 (2003)					③合併算定替の特例期間10年 (+激変緩和5年)						○庄内南部 (新鶴岡市)
平成 16年5月 (2004)					④合併特例債 (充当率・対象事業費の95%/普通交付税需要額算定70%)						×庄内北部 (遊佐)
平成 17年3月31日 (2005)					経過措置期間						×新庄最上
平成 17年4月 (2005)					新法 (5年間の時限法)						×新庄舟形
平成 18年3月31日 (2006)					①②は継続						×尾花沢大石田
平成 19年3月 (2007)					③は段階的に5年に短縮						×山形上山中山山辺
平成 20年3月 (2008)					④は廃止						×寒河江西川朝日
平成 22年3月 (2010)					⑤大臣指針、知事構想策定と勧告						×米沢・長井川西
					⑥合併特例区及び地域自治区制度の創設						

(合併三法)「合併新法」・「改正現行合併特例法」・「改正地方自治法」